

令和5年度第6回津野町農業委員会定期総会議事録 (第1日目)

召集年月日 令和5年9月20日

召集場所 津野町役場 西庁3階 委員会室

開 会 令和5年9月28日 午後4時30分

出席委員

1番：前野 富士男、3番：石川 幸久、5番：宇都宮 京子、6番：川西 利文、
会長：川村 実男

(推進委員)

川渕 慶博、大崎 登、長山 計一、明神 正、明神 長生、大地 勝義、山崎 哲人

欠席委員

2番：高橋 好文、4番：戸田 和宏

その他の出席者

事務局長：福井 弘樹、事務局職員：野瀬 隆行、池 大輔

議事日程

別紙のとおり

令和5年度第6回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和5年9月28日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	会期の決定	
4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	
5	議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について	
6	その他	非農地証明交付申請の承認について	

開会 : 午後4時33分 開議

議長 : ただいまの出席委員は農業委員5名、農地利用最適化推進委員7名でございます。高橋委員と戸田委員は所用により欠席です。
会議の成立する定員に達しておりますので、これより、令和5年度第6回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。
日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。
会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において
1番 ^{まえの} ^{ふじお} 委員、3番 ^{いしかわ} ^{ゆきひさ} 委員を指名いたします。
日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : ご異議なしと認めます。
よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。(番号1～2朗読)

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第1号 番号1は川西委員と大地委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大地委員 : この件につきましては、私の方からご報告を申し上げたいと存じます。番号1の●● ●●さん、●●という集落の方で、●● ●さんという方も●●の出身の方です。写真は6ページにありますけど、前々から私の方にもお話しをいただいております、行政書士さんにもお電話をさせていただきまして、詳しくお話しをお伺いしましたが、両者からとも納得をいただいて登記の準備をしていると、こういうことでございますので問題ないということでございます。それと番号2につきましては、●● ●●さんから●●● ●●さんにとということでもありますけれども、ご存知だと思いますけれども、●● ●●さんと●●● ●●さんは親子関係であります。この畑につきましては、柚子を植えられて栽培している農地であります。こういった形で受け継がれて農地を守るということは本当にうれしいことだなど、そんな風を感じて畑も見せていただいたところでもあります。ということで何の問題も無いとここでご報告させていただきます。以上。

議長 : ここでいったん休憩にいたします。

(午後4時38分～午後4時39分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

番号2については、宇都宮委員に関する案件のため、先に番号1の採決をいたします。

議案第1号 番号1について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号 番号2は宇都宮委員に関係する案件のため、宇都宮委員には退席していただき、審議を行います。

(宇都宮委員退席 午後4時40分)

議長 : 休憩にいたします。

(午後4時40分～午後4時41分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号2について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : それでは採決いたします。

議案第1号 番号2について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

宇都宮委員を呼んでください。

(宇都宮委員着席 午後4時42分)

宇都宮委員に告知します。議案第1号 番号2は可決されました。

議長 : 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 : 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。
(番号1朗読)

番号1の農地区分は、農用地域内にある農地です。
農業振興地域の整備に関する法律の第3条第1項第4号に掲げる土地で、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の第1条第1項第1号に掲げる農業用施設の農産物集出荷施設と判断されます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第2号 番号1は私と山崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

山崎委員 : 16ページの5番を見ていただいたらわかりやすいと思います。国道の近くを借りて、ここに集めていましたが、所有者の子供が住宅を建築することになり、立ち退き通告をされました。国道近くには借りられる所がなく、少し集落に入りますが、ここにしか場所はありませんでした。建て替え作業と35名の集荷の利便性からここをということで、今回こういう形でやられたと思います。国道近くが良かったが無くて、国道から4～5分のところで、やむなしという所でこの申請になったと思います。以上です。

議長 : 休憩にいたします。

(午後4時46分～午後4時52分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : それでは採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第5 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について、を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第3号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。
(番号1朗読)

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第3号 番号1については、宇都宮委員に関する案件のため、宇都宮委員には退席していただき、審議を行います。

(宇都宮委員退席 午後4時58分)

議案第3号 番号1は川西委員と大地委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大地委員 : 私が議案第3号についてご説明を申し上げます。申請人は●● ●●さんであります。高齢であり、農地の方につきましても写真が25ページに載っていますけれども、本当に荒れ果てた状態でありますので非農地証明の該当するものであるとそういう風に考えております。何の問題も無いと思います。
以上。

議長 : 休憩にいたします。

(午後4時56分～午後4時57分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : それでは採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

宇都宮委員を呼んでください。

(宇都宮委員着席 午後4時58分)

宇都宮委員に告知します。議案第3号は可決されました。

議長 : 日程第6 その他について、を議題といたします。
何かありませんか。

事務局 : 来年度の県外研修について、希望の研修先があれば来月の総会にてお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 : その他に何かありませんか。
特になければ10月の定期総会の日程を決めたいと思います。

事務局 : 10月27日金曜日に本庁で開催を予定しております。

議長 : ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。
これにて、令和5年度第6回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉会 (午後5時5分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津野町農業委員会議長

農 業 委 員 1 番

農 業 委 員 3 番